

平成 30 年度尼崎市歳入歳出決算
及び基金運用状況審査意見書

令和元年 8 月

尼 崎 市 監 査 委 員

尼 監 報 告 第 5 号
令 和 元 年 8 月 26 日

尼 崎 市 長
稲 村 和 美 様

尼崎市長
尼崎市長
同
同
同

今 西 昭 文
藤 川 千 代
開 康 生
丸 岡 鉄 也

平成 30 年度尼崎市歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項及び第 241 条第 5 項の規定により審査に付された平成 30 年度尼崎市歳入歳出決算及び証書類その他政令で定める書類並びに基金の運用状況を示す書類の審査を行ったので、次のとおり意見を提出します。

目 次

第 1	審査の対象	1
第 2	審査の期間	1
第 3	審査の着眼点と主な実施内容	1
第 4	審査の結果	2
第 5	各会計歳入歳出決算	
1	総括	5
	一般会計及び特別会計の決算概要	5
	一般会計	6
	特別会計	16
	普通会計の概況	18
	経常収支比率の状況	18
	普通建設事業費の状況	20
	市債残高の状況	23
	主要 3 基金の現在高と実質的な負担額	25
	まとめ	26
2	一般会計の状況	27
(1)	歳入	27
	ア 歳入の概要	27
	イ 款別の歳入状況	30
	第 05 款 市税	30
	第 10 款 地方譲与税	31
	第 11 款 利子割交付金	31
	第 12 款 配当割交付金	32
	第 13 款 株式等譲渡所得割交付金	32
	第 14 款 地方消費税交付金	33
	第 16 款 自動車取得税交付金	33
	第 18 款 地方特例交付金	34
	第 20 款 地方交付税	34
	第 25 款 交通安全対策特別交付金	35
	第 30 款 分担金及び負担金	35
	第 35 款 使用料及び手数料	36
	第 40 款 国庫支出金	36
	第 45 款 県支出金	37
	第 50 款 財産収入	38
	第 55 款 寄付金	38
	第 60 款 繰入金	39

第 65 款	繰越金	39
第 70 款	諸収入	40
第 75 款	市債	41
(2)	歳出	42
ア	歳出の概要	42
イ	款別の歳出状況	46
第 05 款	議会費	46
第 10 款	総務費	46
第 15 款	民生費	47
第 20 款	衛生費	48
第 25 款	労働費	48
第 30 款	農林水産業費	49
第 35 款	商工費	50
第 40 款	土木費	50
第 45 款	消防費	51
第 50 款	教育費	52
第 53 款	災害復旧費	52
第 55 款	公債費	53
第 60 款	諸支出金	53
第 65 款	予備費	54
3	特別会計の状況	55
国民健康保険事業費	56	
地方卸売市場事業費	57	
育英事業費	58	
農業共済事業費	59	
公共用地先行取得事業費	60	
公害病認定患者救済事業費	61	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	62	
青少年健全育成事業費	63	
介護保険事業費	64	
後期高齢者医療事業費	65	
4	財産の状況	66
第 6	基金の運用状況		
1	歴史博物館資料取得基金	71
審査資料		73

凡 例

- 1 各表中・グラフ中で用いる数値は、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 2 文中で用いる数値のうち、万円単位で表示のものは、表示単位未満は切り捨て、それ以外のものは、原則として表示単位未満を四捨五入している。
- 3 各表中・グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「△」 = 減又はマイナス
- 4 各表中で用いる符号の用法は次のとおりである。

符 号	用 法
-	該当数値のないもの（該当数値が0のものを含む）
0.0	比率で表示単位未満の数値があるもの
0	①増減・比率計算の結果、数値が0のもの ②比率以外で表示単位未満の数値があるもの
***	前年度・当年度の数値の一方がマイナスの場合における対前年度増減率

- 5 各グラフ中で用いる符号の用法は次のとおりである。
「0」「0.0」 = 表示単位未満の数値があるもの及び該当数値が0のもの
- 6 各表中の対前年度増減（額）及び比率は、原則として表示単位未満を四捨五入した後の数値を用いて算出しているため、表ごとで表示単位が異なることにより対前年度増減（額）及び比率が一致しない場合がある。
- 7 各表中の総数と内訳の計が一致しない場合があるが、これは表示単位未満を四捨五入したことによるものである。
- 8 類似都市とは、平成28年4月1日現在で中核市である47市のうち、人口規模（人口35万人以上55万人未満）及び産業構造（第二次産業及び第三次産業従事者人口99%以上）が類似する県庁所在地を除く都市から抽出した7市（横須賀市、豊中市、高槻市、枚方市、東大阪市、姫路市、西宮市）である。

第1 審査の対象

- 1 平成30年度 尼崎市一般会計歳入歳出決算
尼崎市特別会計国民健康保険事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計地方卸売市場事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計育英事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計農業共済事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計公共用地先行取得事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計公害病認定患者救済事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計母子父子寡婦福祉資金貸付事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計青少年健全育成事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計介護保険事業費歳入歳出決算
尼崎市特別会計後期高齢者医療事業費歳入歳出決算
尼崎市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、証書類

- 2 平成30年度 尼崎市歴史博物館資料取得基金の運用状況

第2 審査の期間

令和元年7月1日から8月7日まで

第3 審査の着眼点と主な実施内容

審査に付された平成30年度尼崎市歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか並びに計数が会計管理者及び関係部局の所管する証書類と符合するかを照合し確認するとともに、予算執行状況についても有効性、効率性、経済性の観点に留意して審査を行った。

また、歴史博物館資料取得基金の運用状況を示す書類の審査は、計数が関係部局の所管する証書類と符合するかを照合し、確認するとともに基金がその設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかについて行った。

なお、審査に当たっては関係職員の説明を求めたほか、例月出納検査並びに財務・行政監査の結果を参考とした。

第4 審査の結果

1 各会計歳入歳出決算

審査に付された平成 30 年度尼崎市歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数も証書類と符合し誤りはないと認められた。

また、予算の執行状況は、おおむね適正であると認められた。

2 基金の運用状況

歴史博物館資料取得基金の運用状況を示す書類を審査した結果、それらの計数は証書類と符合し誤りはないと認められた。

なお、歴史博物館資料取得基金は、歴史博物館建設事業の凍結により、平成 14 年度以降一般会計への処分が行われておらず、資料収集も休止されている。

現在、現文化財収蔵庫をリニューアルして新博物館とする整備工事が進められており、来年秋に開館予定の新博物館の設置管理条例の制定にあわせて、当該基金条例を廃止する方向で検討がなされている。